重要事項説明書 契約書

個人情報使用同意書

(介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業)

利用者: 様

事業所:L-CUB ヘルパーステーション八山田

重要事項説明書(介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業)

[2024年4月1日現在]

1 介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業についての相談・苦情などの窓口 L-CUB ヘルパーステーション八山田 TEL:024-991-1041 管理者 藤川 志津江

- 2 事業の概要
- (1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	L-CUB ヘルパーステーション八山田
所在地	福島県郡山市八山田3丁目8番2
介護保険指定番号	介護予防·日常生活支援総合事業第 1 号訪問事業 福島県
	(0770302578 号)
サービスを提供する地域	郡山市、田村市、須賀川市、二本松市、本宮市、三春町、安達郡

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 営業時間

年中無休	午前9:00~午後17:30	その他の時間帯は要相談

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1		1
サービス提供責任者	介護福祉士	5		5
	介護福祉士	4	7	11
介護スタッフ	訪問介護員養成研修2級修了者	2	6	8
	訪問介護員養成研修1級修了者	1	2	3

(4) サービス提供の時間帯

	早朝	通常時間帯	夜間
	6:00~8:00	8:00~18:00	18:00~22:00
平日·土	0	0	0
日•祝日	0	0	0

- ※ 早朝(6:00~8:00)深夜(22:00~6:00)のご利用につきましては別途ご相談ください。
- 3 サービス内容
 - (1) 身体介護
 - ① 食事介助 ② 入浴介助 ③ 排泄介助 ④ 清 拭 ⑤ 体位変換 等
 - (2) 生活援助
 - ①買い物②調理③掃除④洗濯等
 - (3) その他サービス
 - 介護相談 等
- 4 利用料金
 - (1)利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は原則として基本料金(料金表)の1割から3割(介護保険 負担割合による)です。

〔料金表—基本料金•通常時間〕

	1週に1回訪問	1週に2回訪問	1週に3回以上訪問
1ヶ月料金	1,176 円	2,349 円	3,727 円

※ 開始月・終了月は日割り計算となります。

その他、処遇改善加算 I として利用料の 13.7%、特定処遇改善加算 I として利用料の 6.3%の料金、ベースアップ等支援加算として利用料の 2.4%が加算されます。(R6.5 月まで)

R6年6月1日以降は、処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算が一本化され、処 遇改善加算 I として利用料の 24.5%が加算されます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。但し、30 キロを超える地域には 別途 310 円いただきます。サービスを提供する地域以外にお住まいの方は、サービス従業者がお尋ねするための交通費の実費をいただきます。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。(連絡先:L-CUB ヘルパーステーション八山田 TEL 024-991-1041)

① ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合

無料

② ご利用日当日のご利用1時間前までにご連絡がなかった場合

所定の訪問手数料

(4) その他

- ① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はお客様のご負担になります。
- ② 料金の支払方法

料金の支払方法は、毎月月末締めとし、翌月15日までに当月分の料金を請求いたしますので、27日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。

(お支払い方法は、口座自動引落、現金支払い、の2通りの中からご契約の際に選んでいただきます。尚、銀行振込の場合は、振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます)

- ③ まれに、交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。
- ④ サービス期間中、当事業所のヘルパーが同行研修する場合がございますのでご了承ください。
- ⑤ お客さまのご希望に沿ってヘルパーを決めておりますが固定ヘルパーご希望の場合、必ずしもご希望に添えない場合がございます。やむを得ずヘルパーが変更する場合もございますのでご了承下さい。
- ⑥ 誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いはご遠慮下さい。

5 サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当ステーション職員がお伺いいたします。介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2)サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合 サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
- ② 当ステーションの都合でサービスを終了する場合 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がござい ます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了(以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービス終了します)
 - お客様が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、事業対象者、 非該当[自立]又は要介護と認定された場合 ※ この場合、条件を変更して再度契 約することができます。
 - お客様が亡くなられた場合
- ④ その他
 - ・ 当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、

お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。

・ お客様が、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10 日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当ステーションや当ステーションのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当ステーションにより文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(3)事故発生時の対応

利用者に対する指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業提供により事故が発生 した場合は、区市町村、当該利用者に係る包括支援センター(委託の場合は居宅介護支援事 業所)に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

倍償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

6 ハラスメント対策について

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える 下記の行為は組織として許容しません。
- (1)身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- (2)個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為 上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- ②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時 案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

7 虐待防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ①事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ②当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ③虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ④事業所は虐待防止責任者を定めます。

8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次(下記)に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ①緊急性・・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ②非代替性・・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止

することができない場合に限ります。

- ③一時性・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。
- ④事業所は次の通り責任者を定めます。

身体拘束虐待防止責任者: 管理者 藤川志津江

9 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

10 業務継続に向けた取り組みについて

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ③ 期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 当ステーションの訪問介護サービスの特徴など

事項	有無	備考
ホームヘルパーの変更の可否	有	変更を希望される方はお申し出ください
男性ヘルパーの有無	有	希望される方はお申し出ください
従業員への研修の実施	有	1ヶ月に1回全体研修があります
サービスマニュアルの作成	有	

12 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、地域包括支援センター等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

13 サービス内容に関する苦情

L-CUB ヘルパーステーション八山田 TEL:024-991-1041 管理者 <u>藤川 志津江</u> その他(当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。)

- ・郡山市保健福祉部介護保険課 024-924-3021、・郡山市保健福祉部地域包括ケア推進課 024-924-3561
 - 福島県国民健康保険団体連合会 024-528-0040 ·福島県運営適正化委員会 024-523-2943

事業所の概要

社名 株式会社 エヌジェイアイ

資本金 7150万円

設立 昭和62年1月

所在地 福島県郡山市富久山町八山田字前林 10-4 光ビル 102 号

代表者 代表取締役 橋本 弘幸

事業内容

高度管理医療機器等販売業賃貸業許可・医療用具専業修理業許可・医薬品販売許可・シルバーマーク (福祉用具販売、貸与)・介護保険福祉用具貸与事業者認定・介護保険訪問看護指定事業者・ 介護保険訪問介護指定事業者・介護保険居宅介護支援事業者

利用者に対して本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

【事業所】

住所 福島県郡山市八山田3丁目8番2

事業所名 L-CUB ヘルパーステーション八山田 (指定番号 0770302578 福島県)

重要事項説明者 職名 管理者 藤川 志津江